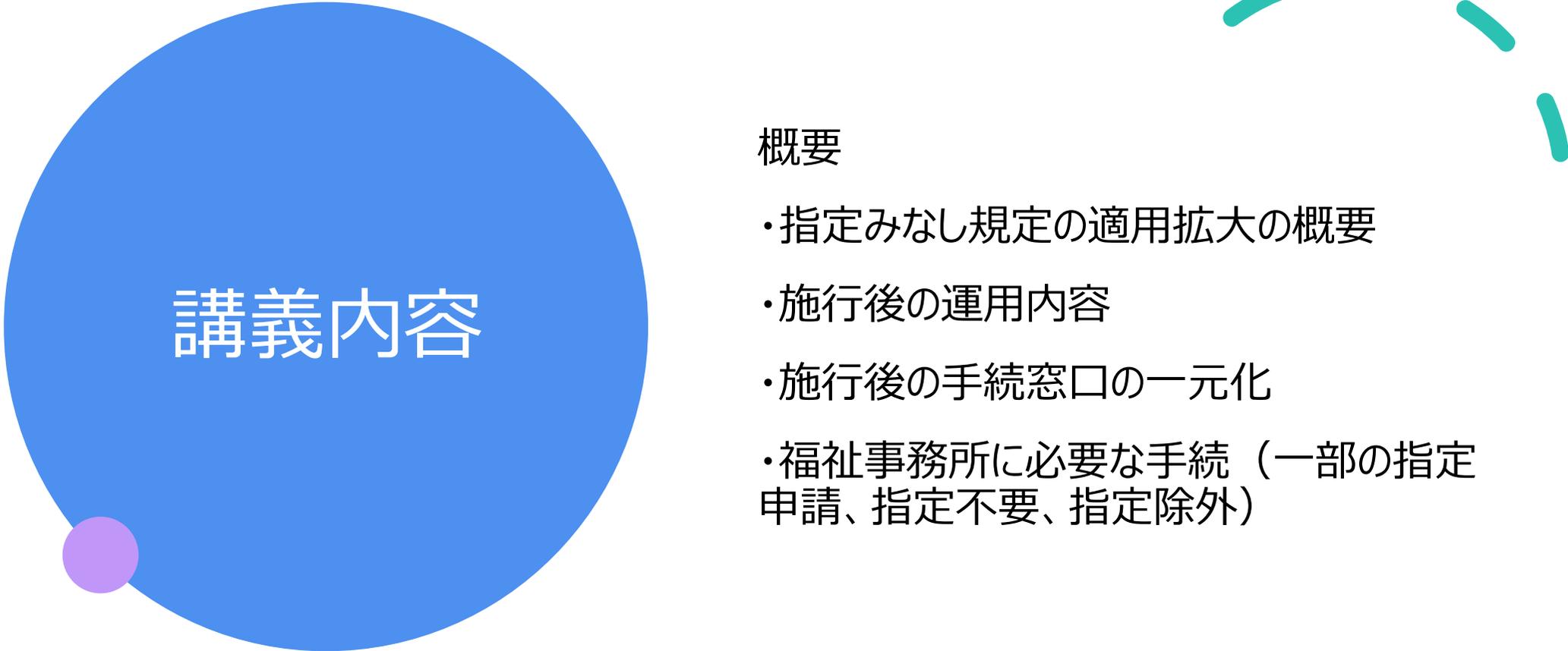


生活保護法の指定介護機関
に係る介護保険法上の
手続との連動対象見直し
(指定みなし規定の
適用拡大)

川崎市健康福祉局
生活保護・自立支援室
医療・介護指導担当



講義内容

概要

- ・指定みなし規定の適用拡大の概要
- ・施行後の運用内容
- ・施行後の手続窓口の一元化
- ・福祉事務所に必要な手続（一部の指定申請、指定不要、指定除外）



1 改正内容の概要

介護事業者と行政の負担軽減を目的として、介護保険法による手続（名称変更等の届出、サービス休廃止等）と生活保護法による同種の手続について、連動させる範囲を拡大する生活保護法等の改正が行われた。

（令和8年4月1日施行）。

※令和8年3月31日申請（届出）分までは、
従来の運用（福祉事務所への手続）ですので、
ご注意ください！





2 背景と目的

- 生活保護受給者への介護サービス提供には「生活保護法による指定」が必要
- 介護保険法と生活保護法による指定手続の二重負担が課題
- 第15次地方分権一括法により、手続の合理化・自治体業務の効率化と利用者利便性の向上を図る目的



国の資料

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第15次地方分権一括法案）の概要（生活保護法部分抜粋）

趣旨

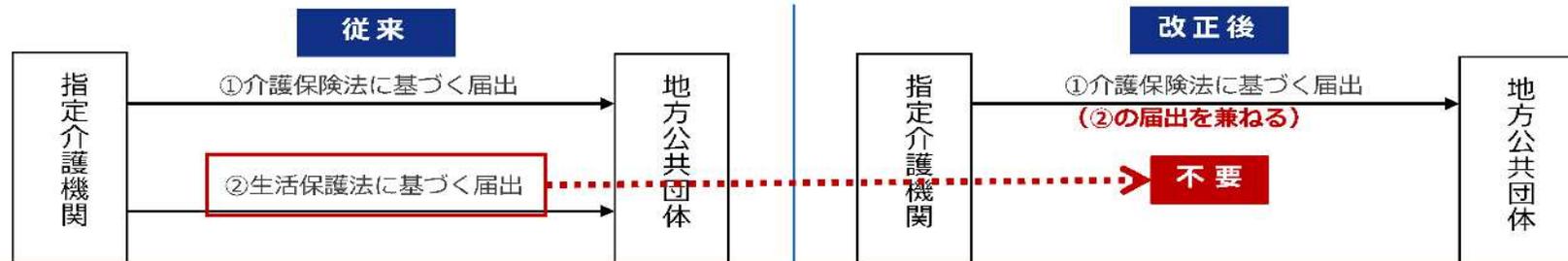
- 令和4年分権提案において、介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護機関の届出とみなすために必要な法改正の提案があった。
- 自治体等の負担軽減の観点から、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）に基づき、令和7年通常国会に提出する地方分権一括法案（生活保護法改正）により所要の措置を講ずる（施行期日：令和8年4月1日）。

概要

指定介護機関※1については、生活保護法・介護保険法の両方の手続を要するところ、以下のとおり生活保護法の手続を不要とし簡素化。

ア) 名称等の変更等※2の届出：介護保険法の届出を生活保護法の届出とみなす。

イ) 介護保険法による指定等の失効・効力停止※3：生活保護法の指定の効力が連動して失効し、又は効力が停止する。

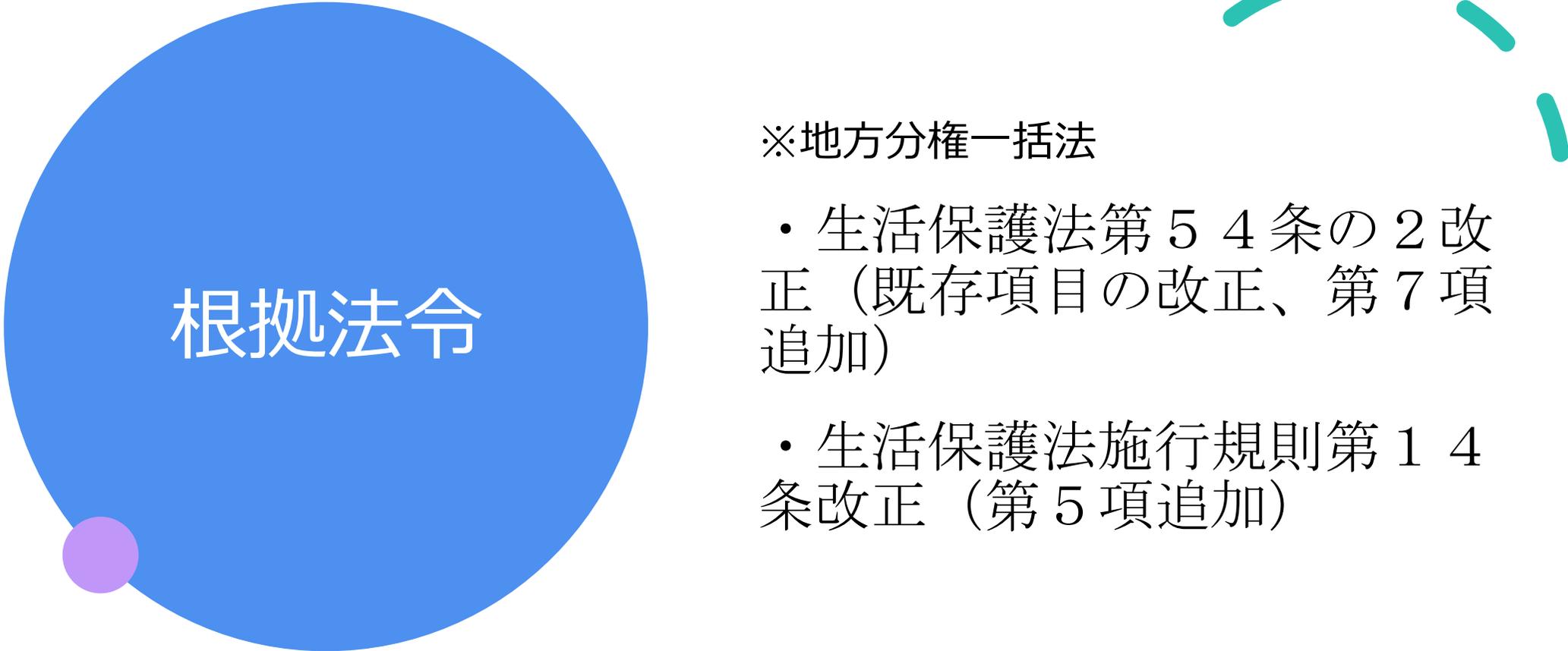


効果： 指定介護機関・都道府県等の手続負担の軽減

※1 生活保護法による指定を受け、同法の介護扶助（例：居宅介護）の給付を行う介護機関

※2 名称等の変更のほか、事業の廃止、休止又は再開の届出も同様

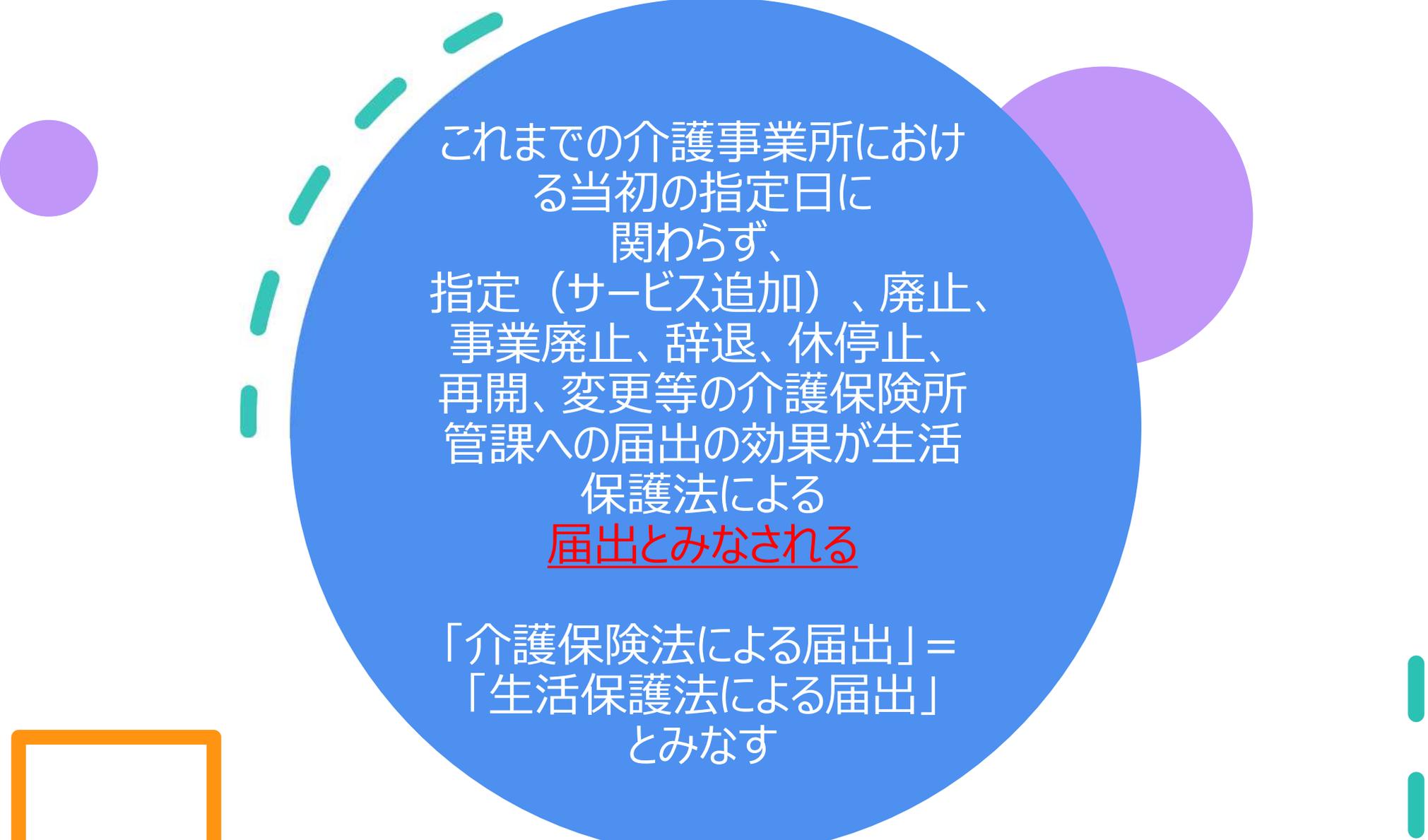
※3 平成25年の生活保護法改正等により、介護保険法による指定等をもって生活保護法の指定があったものとみなされた指定介護機関については、失効・効力停止の連動が措置済み。今般、これ以外の指定介護機関についても、失効・効力停止が連動するよう措置



根拠法令

※地方分権一括法

- ・生活保護法第54条の2改正（既存項目の改正、第7項追加）
- ・生活保護法施行規則第14条改正（第5項追加）



これまでの介護事業所における当初の指定日に
関わらず、
指定（サービス追加）、廃止、
事業廃止、辞退、休停止、
再開、変更等の介護保険所
管課への届出の効果が生活
保護法による
届出とみなされる

「介護保険法による届出」=
「生活保護法による届出」
とみなす



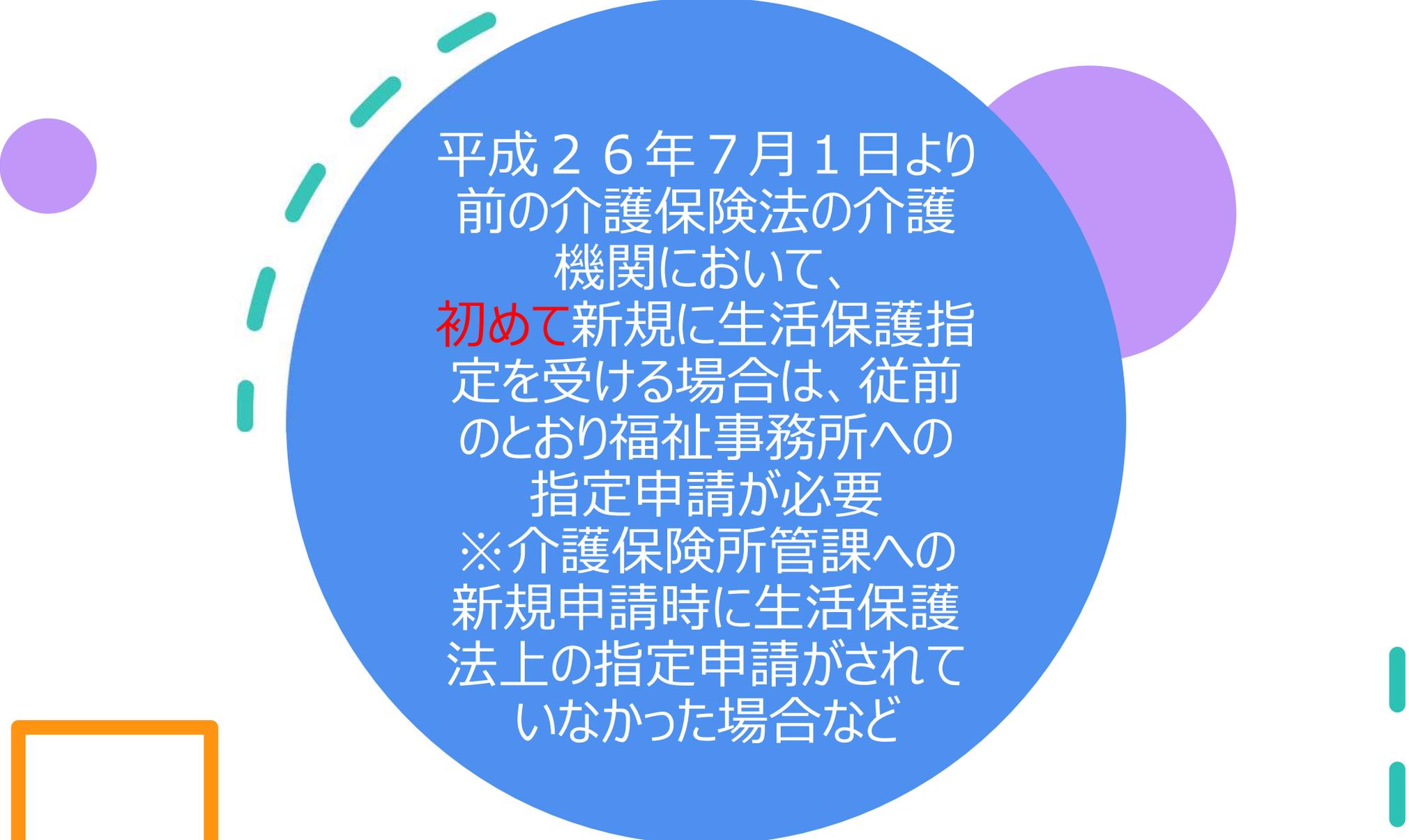
3 指定みなし規定適用拡大のポイント①

国からの通知内容（参考）

- ① 平成26年7月1日より前から生活保護指定の介護機関における施行日以降のみなし規定適用

（上記の改正法施行時より前から生活保護指定なく、新規に生活保護指定を受ける介護機関は除く）

- ② 平成26年7月1日～令和8年3月31日に生活保護指定を受けた介護機関における施行日以降のみなし規定適用
- ③ 指定の辞退・取消等、事業廃止に関し、生活保護指定を受けている介護機関における施行日以降のみなし規定適用
- ④ これまでみなし規定適用の対象になっていなかった名称等の変更又は休廃止等の届出のみなし規定適用



平成26年7月1日より
前の介護保険法の介護
機関において、

初めて新規に生活保護指
定を受ける場合は、従前
のとおり福祉事務所への
指定申請が必要

※介護保険所管課への
新規申請時に生活保護
法上の指定申請がされて
いなかった場合など



3 指定みなし規定適用拡大のポイント②

○介護保険所管課への届出＝生活保護の届出

【介護保険指定を受けている事業所】

→新規指定(サービス追加含む)、指定廃止、事業廃止、辞退、休停止、変更等の介護保険所管課への届出により、福祉事務所への届出は不要

※ただし、生活保護指定のみ指定不要等の場合は、

①これから指定申請予定の場合は指定不要の申出書(所定様式※)

②既に指定済みで辞退する場合は指定辞退届出書(所定様式※)

の提出が必要になる。※ホームページ掲載(ダウンロード可)





3 指定みなし規定適用拡大のポイント③

○従来通りの申請が必要な場合

【平成26年7月1日より前に介護保険指定を受けた事業所】

→改正法施行時より前から生活保護指定なく、新規に生活保護指定のみ受ける場合は、**福祉事務所への申請必要**

※注意点※

⇒介護保険所管課への新規申請時に生活保護法上の指定申請がされていない場合や指定不要・辞退後の新規申請などが該当します。

生活保護指定がされていないことが判明した場合は、指定申請等について福祉事務所への提出をお願いする場合があります。



国の資料 (図解)

生活保護法上の指定介護機関に関する 介護保険法上の手続との連動対象の見直し

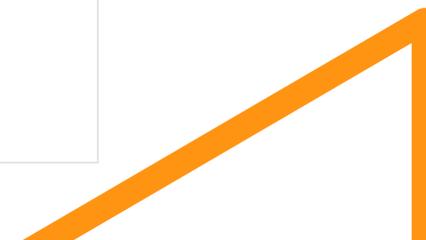
介護保険法上の手続	生活保護法上の取扱い (介護保険法上の手続との連動有無)		見直し案
	現在の取扱い		
	H25改正法施行前に指定された機関	H25改正法施行後に指定された機関	
① 指定又は許可	<p style="text-align: center;">×</p> <p>ただし、一部特養についてのみ○</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>指定介護機関の指定があったものとみなす (H25改正措置済み) 【第54条の2第2項】</p>	<p style="text-align: center;">—</p> <p>既に指定されているため対応不要</p>
② 指定又は許可の辞退・取消し・効力喪失、事業廃止	<p style="text-align: center;">×</p> <p>介護保険法上の指定の効力喪失や停止等があった場合、介護保険法に基づく処分とは別に生活保護法に基づく指定取消等の処分が必要</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>(H25改正措置済み) 【第54条の2第3項】 ※第54条の2第2項によるみなし指定の場合のみ</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>・みなし指定でなく、第54条の2第1項による生保独自指定を受けた介護機関についても連動させる 【第54条の2第3項・第4項改正】 ・今回の改正施行日前に生保独自指定を受けていた介護機関と、H25改正法の施行日前に指定を受けた介護機関についても連動させる【経過措置】</p>
③ 効力停止		<p style="text-align: center;">○</p> <p>(R2改正措置済み) 【第54条の2第4項】 ※第54条の2第2項によるみなし指定の場合のみ</p>	
④ 名称等の変更又は廃止・休止・再開の届出	<p style="text-align: center;">×</p> <p>みなしに関する規定がなく、別途生活保護法に基づく手続が必要 【第54条の2第5項・第6項で準用する第50条の2】</p>	<p style="text-align: center;">○</p> <p>・介護保険法上の届出と同一の事由に基づく届出があったものとみなす 【第54条の2第7項新設及び経過措置】</p>	

R4分権提案



一覧表（令和8年4月1日施行）

手続	旧制度（平成26年7月より前） で指定された事業所	平成26年7月以降に指定された 事業所
（生活保護 法上のみ） 新規の指 定申請	福祉事務所に申請必要	生活保護法上のみ指定不要・辞退し ていて、あらためて新規に指定する 場合は福祉事務所に申請必要
指定（サー ビス追加、 廃止・休停 止・辞退・ 再開、変更 等届出	介護保険所管課で各種届出を受け れば、生活保護法上の指定又は届 出もあったものとみなす。	介護保険所管課で各種届出を受け れば、生活保護法上の指定又は届 出もあったものとみなす。
（生活保護 法上のみ） 指定不要 指定辞退	福祉事務所に届出必要	福祉事務所に届出必要



制度見直しのメリット

- ・ **事業者の負担軽減**
⇒申請・届出の重複排除
- ・ **行政内の運用効率向上**
⇒届出審査を介護保険所管課に一元化
(一部は福祉事務所)
- ・ **事業者視点の利便性向上**
⇒届出等の効力発生時期の
タイムラグが減少
⇒手続きの明確化で煩雑さの軽減



まとめ

- ・ 介護保険所管課の指定手続や届出が自動で連動するため、生活保護法上の届出は不要（一部の指定申請や辞退等を除く）
- ・ 重複していた申請手続を削減し、届出窓口の一元化による問い合わせ先の明確化
- ・ 行政内業務効率と事業者利便性の両立
- ・ 市内介護事業所向けの、制度見直しの周知（御案内チラシ・ホームページ等※）予定

※御案内チラシは、2月の集合介護券に同封予定。

※令和8年4月1日以降のホームページを御覧ください。





ありがとうございます

【本改正に関する問い合わせ窓口】

川崎市健康福祉局

生活保護・自立支援室

医療・介護指導担当

Tel. 0 4 4 - 2 0 0 - 2 6 4 5

Mail: 40hogo@city.kawasaki.jp